



TEL 0721-24-8764
8:30~12:00 13:00~17:30

(出生時育児休業) 産後パパ育児休ってなに?

令和4年10月1日からはじまった制度で、通常の育児とは別に取得でき、子の出生後8週間以内に4週間まで取得できます。また、2回に分割して取得することも可能です。

取得者を限定することはできるの?

はい。労使協定を締結しておくことで、

・雇用された期間が一年未満の労働者

・申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者

・週の所定労働時間が2日以下の労働者

については産後パパ育児取得の対象外とすることができません。



妻が産休中
も取得できる
よ!

産後パパ育児中に就業させることはできるの?



可能です。労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業させることができます。ただし、週の所定労働時間の半分まで労働させることができます。産後パパ育児開始前に、休業中の就業は可能かどうか意向確認しておきましょう。詳しい産後休業や育児休業の制度については、まさがき事務所までお気軽にお問い合わせください。

	育児制度 R4.10.1~	産後パパ育休 R4.10.1~
対象期間	原則子が1歳まで (最長2歳)	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
分割取得	分割して2回取得可能	分割して2回取得可能

インボイス制度

覚えておきたいこと

令和5年10月からインボイス制度が開始されます。個人事業主、一人親方、フリーランスの方にも影響のある制度で、すでに税務署でインボイスの登録受付が開始されています。



インボイス制度が開始された場合、課税事業者は、インボイスの登録をしない免税事業者に仕事を依頼すると会社の負担が大きくなります。したがって、課税事業者はインボイスに登録している課税事業者に仕事を依頼することが多くなるでしょう。

雑感

※早いもので、入所して十年がたち、所長から勤続十年のご褒美をいただきました。

※振り返ってみると、法人化や新事務所への移転など様々な出来事があり、あつという間の歳月でした。

※いつの間にかベテランと言われる年代になりましたが、若い所員に自分の常識を覆されることもしばしばです。凝りまった自分の常識に辟易とすることもあります。

※ともあれ、慣れや慢心で仕事をしないように今一度、心を引き締めて頑張りたいと思います。

(大西)

ご連絡
ご迷惑は閉鎖いたしました。
長らくのご愛顧ありがとうございました。
とうございました。